

**本別町就学前教育・保育施設
（幼保連携型認定こども園）
開設に関する協定書**

本別町・学校法人釧路カトリック学園

本別町就学前教育・保育施設（幼保連携型認定こども園）開設に関する協定書

この協定書は、本別町において開設する就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置および運営に関し、本別町（以下「甲」という。）と学校法人 釧路カトリック学園（以下「乙」という。）が協議した結果、下記のとおり合意したので本協定を締結し、本協定の成立の証として各々1通を記名押印の上、保有する。

（目的及び基本的内容）

第1条 この協定は、甲乙が互いに信頼、誠実、博愛の精神を持ち、円滑な関係を保持するよう努め、英知を結集して本別町幼保連携型認定こども園を整備することにより、乳幼児期の教育・保育の新しい環境を構築することに寄与し、もって本別町における「子どもの最善の利益」の保障に資することを目的として締結する。

（開設時期）

第2条 本別町幼保連携型認定こども園の開設は、平成29年4月1日とする。

（本別町幼保連携型認定こども園の概要）

第3条 本別町幼保連携型認定こども園は、本別中央保育所、本別南保育所及び本別カトリック幼稚園を一体化し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき教育・保育を行う「幼保連携型認定こども園」とする。

2 教育・保育の内容及び本別町幼保連携型認定こども園に勤務する者の待遇について定める就業規則・給与規定その他本別町幼保連携型認定こども園の運営について必要な事項は、甲乙協議を行い書面により別に決定する。

3 甲は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に定める地域子ども・子育て支援事業のうち、必要な事業を乙に委託して実施するものとし、乙はこれを受託する。

(開設者)

第4条 乙は、本別町幼保連携型認定こども園の開設者となり、本別町幼保連携型認定こども園の園舎及び園庭並びに駐車場その他の付随する施設（以下「新施設」という。）の建設と運営に当たる。

(新施設の整備及び建設場所)

第5条 新施設は、本別町就学前教育・保育のあり方(平成27年7月策定)に沿って、中川郡本別町南3丁目16番地1、16番地3及び16番地4（旧営林署跡地）の甲が所有する町有地のうち、甲が指定した場所に建設するものとする。

- 2 甲は、前項の場所を新施設が建設可能な状態に整備（開発行為申請・許可、用地造成等）し、乙に貸付するものとする。
- 3 貸付金額及び貸付期間は、後日、甲乙協議のうえ決定する。

(本別町の支援の基本)

第6条 本別町幼保連携型認定こども園の整備・運営に係る甲の支援については、次のとおりとする。

- (1) 事務等の手続き 新施設建設補助申請等の手続きなど、甲は、全面的に支援する。
- (2) 新施設建設に係る財政支援 新施設整備（設計業務、備品購入等は除く。以下同じ。）に要する費用のうち、乙の債務（新施設整備に要する費用の額から補助金（国、北海道、本別町等）の額を控除した額）は甲が保証するものとする。ただし、乙は、当該新施設整備に要する費用の総額について、事前に甲の承諾を得なければならない。

(職員の配置)

第7条 乙は、本別町幼保連携型認定こども園の職員の配置について、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）に定める保育教諭等の配置基準を遵守するとともに、必要に応じて栄養士、調理員及び看護師その他の必要な職員を確保し、経験・年齢のバランスが取れた配置に留意しなければならない。

- 2 健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもについては、当該子

ども及びその保護者の安心が保障されるよう、甲乙協議のうえ職員の加配措置等の基準を設けるものとする。

(甲が雇用する保育士の扱い)

第8条 本協定の締結の日において甲が雇用する保育士(職員及び本別町定数外臨時職員のうち常勤的雇用の者に限る。以下同じ。)は、保育の連続性、継続性を考慮し、当該保育士の同意のうえ平成29年4月1日付けで乙が雇用するものとする。

2 前項により乙が雇用した保育士の雇用形態は、乙の正規職員とし、その待遇は、第3条第2項により甲乙協議して定める就業規則・給与規程に基づくものとする。

3 第1項により乙が雇用した保育士の基本給は、当該保育士の保育業務の経験年数を10割算入したうえで、教職員本俸表(教育職員)に基づき決定するものとする。

(推進体制)

第9条 第1条の目的を達成するために必要な調整事項の円滑な検討と協議を進める機関として、甲乙両機関の代表者による本別町幼保連携型認定こども園開設協議会を設置し、最終決定事項を協議する。

2 前項に規定する協議会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 甲機関 町長、副町長、総務課長、子ども未来課長その他町長が必要と認める者
- (2) 乙機関 理事長、園長、事務局長その他理事長が必要と認める者

第10条 第1条の目的を達成するために必要な調整事項の円滑な検討と協議を進める機関として、甲乙両機関の事務代表者による本別町幼保連携型認定こども園開設連携調整会議を設置し、事務執行に当たる。

2 前項に規定する会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 甲機関 子ども未来課長、同課課長補佐、中央保育所長、南保育所長その他子ども未来課長が必要と認める職員
- (2) 乙機関 園長、事務局長その他園長が必要と認める職員

(三者連絡協議会の設置)

第 11 条 本別町幼保連携型認定こども園の事業運営について、保護者会、甲及び乙の三者間の緊密な連携を確保し、当該認定こども園事業の適正かつ円滑な運営を図るため、本別町幼保連携型認定こども園三者連絡協議会を設置する。

(関係者に対する配慮)

第 12 条 甲及び乙は、第 1 条の目的を達成するため、一体化する対象施設の利用者又は職員等関係者への説明と合意形成に努めると共に、関係機関(本別町議会、本別町子ども・子育て会議等)に対しても理解を得ることに努めなければならない。

(公私連携幼保連携型認定こども園の検討)

第 13 条 甲及び乙は、認定こども園法第 3 4 条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人の指定について協議・検討するものとする。

(本協定の解除)

第 14 条 甲及び乙は、相手方が本協定の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、本協定を解除することができる。

平成 27 年 10 月 21 日

(甲) 中川郡本別町北 2 丁目 4 番地 1
本別町長 高橋正夫



(乙) 釧路市新川町 16 番 19 号
学校法人釧路カトリック学園
理事長 本間克弘

